

議第143号

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第19号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。